

マレーシア：マレーシアにおける障害者保護の法制度に関する情報

マレーシアの「障がい者の法的定義、マレーシアにおいて障がい者差別禁止法や合理的配慮の提供義務は規程されているか？ 教育、雇用、住宅、交通、医療において、障がい者の平等なアクセスを保障する制度はあるか？」に関する調査依頼に対し、難民研究フォーラムが規定の時間的制約の中で調査したところ、関連しうる情報として以下の情報が見つかりました。

1. 障害者の法的定義.....	1
2. マレーシアにおける障害者差別禁止法や合理的配慮の提供義務の規定.....	2
3. 教育、雇用、住宅、交通、医療において、障害者の平等なアクセスを保障する制度の存在.....	6
参照：.....	12

1. 障害者の法的定義

ア JICA「[国別障害関連情報 マレーシア](#)」(2021年2月)

1-2-1. 障害の定義

マレーシアでは 2008 年の障害者法 (Persons with Disabilities Act5) で障害及び障害者についての定義が定められている。障害については前文で、「障害は発展する概念であり、障害者と、障害者が障害のない者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げる態度及び環境による障壁との間の相互作用である」、障害者については第 2 条内で、「障害者には、長期的な身体的・精神的・知的・感覚的な機能障害 (impairments) のある人が含まれ、さまざまな障壁との間の相互作用により、社会への完全かつ効果的な参加が妨げられている可能性がある」と定義されている。

イ リム テー テング「[マレーシアにおける障害のある人の権利確立に関する研究](#)」(博士論文、金沢大学)、2013年6月、27頁

第 1 項 障害及び障害のある人の定義

…2008 年法においては、「障害は変化し続けている概念であり、かつ障害とは、障害者と社会における障害者の平等で完全かつ有効な参加を阻害する環境や態度などの障壁との相互作用の結果として生ずるもの¹⁰」と定義し、また、障害のある人の定義については「障害者は、長期の身体的、精神的、知的あるいは機能の障害を有し、種々の障壁と相まって社会における完全かつ有効な参加が妨げられている人を含む¹¹」とされた。2008 年法の障害及び障害のある人の定義は権利条約と

酷似する。…

※ 脚注の詳細は、原文をご覧ください。

ウ 川島聡「[第7章 マレーシアにおける障害者の法的定義-2008年障害者法を中心に-](#)」2010年、208頁、212頁

条約前文と2008年法前文のいずれも、「障害の概念」を定めている。条約正文のうち英語とフランス語とスペイン語と中国語で、「障害」はそれぞれ“disability”と“handicap”と“discapacidad”と「残疾」という。2008年法前文の場合、「障害」(disability)に該当するマレー語は、「クティダウパヤアン」(ketidakupayaan)である。条約と2008年法のいずれにおいても、「障害」という語は各種定義を定めた条文のなかでは定義されておらず、前文のなかで「形成途上の概念」と記されている。

…

エ マレーシア「[2008年障害者法](#)」

前文

障害は進化する概念であり、障害は、障害のある人々と、障害のない人々と平等な立場で社会に完全かつ効果的に参加することを妨げる態度及び環境的な障壁との相互作用から生じるものであることを認識し、

…

第2条

…

「障害者」とは、長期にわたる身体的、精神的、知的または感覚上の障害を有し、様々な障壁との相互作用により、社会への完全かつ効果的な参加が妨げられる可能性のある者を指す。

2. マレーシアにおける障害者差別禁止法や合理的配慮の提供義務の規定

ア 川島聡「[第7章 マレーシアにおける障害者の法的定義-2008年障害者法を中心に-](#)」2010年、208頁

久野のレポート(久野[2008a: 123-125])等によれば、包括的な障害者法の必要性は、「アジア太平洋障害者の10年」(1993~2002年)や「びわこミレニアム・フレームワーク」(2002年)という地域動向に加え、マレーシア人権委員会の設立(1999年)(4)や障害当事者運動の活性化、第8次国家開発計画(2000~2005年)という国内動向を背景として、1990年代後半から注目されるようになった。

そうしたなか、当時の国家統一社会開発省(Ministry of National Unity and Social Development)が主導し、障害当事者も参画しながら、2008年法の第1次草案(Mah

Hassan Haji Omar [2001]) が 2001 年に作成された。この草案の審議は滞っていた時期もあったが、障害者権利条約の作成や国内総選挙といった政治的動向も少なからず影響を及ぼした結果、マレーシアで初めての包括的な障害者法として、2008 年法が 2007 年 12 月 18 日に議会で可決された。また、この法律と同時並行的に議論され、策定された「障害者政策」と「障害者計画」が 2008 年 7 月に施行された(5)。

ちなみに、上記の第 1 次草案は障害差別禁止の規定を盛り込んでいた。もっとも、久野 [2008a: 124] によれば、司法長官事務所 (Attorney General Chambers) から「マレーシアの法律では、アメリカ障害者法のような差別禁止法ではなく、日本の障害者基本法のような性格の法律を目指す」という説明がなされ、差別禁止規定を削除する旨の提案がなされた。この提案の後に法案から差別という文言はすべて削除され、差別禁止法の性格をもたない法律として 2008 年法が成立した(6)。

筆者による現地でのヒアリングにおいても、政府関係者や NGO 関係者は、障害者法から差別規定が削除された事実を強調していた。また、これと関連して、マレーシア弁護士会は 2008 年 9 月に国連人権理事会に提出した報告 (The Bar Council of Malaysia, 2008: para. 3.4) において、2008 年法が罰則規定と救済規定のいずれも定めていないことを批判するとともに、同法が教育・雇用分野での障害差別禁止を確保していないことを問題視した。これと同様の指摘は、国連人権理事会の普遍的定期審査のために NGO 連合体が準備した報告書 (Coalition of Malaysia NGOs [2008]) においてもみられる(7)。

このような問題、すなわち(1)2008 年法が差別禁止法ではなく、罰則規定も設けておらず、現状変革には非力であることに加えて、久野 [2008a: 126] は 2008 年法をめぐる問題として、次の諸点も挙げている。(2)同法の推進母体たる審議会が常設ではないこと、(3)同法の実施に必要な予算が限られているのみならず、障害者の社会参加に関するノウハウも官民双方に不足していること、(4)同法によって精神障害者が初めて障害者として認められ、公的支援の対象となったが、内部機能障害や筋委縮性側索硬化症 (ALS) のある者などは障害者として実務上登録されていないこと、である(8)。

…

※ 脚注の詳細は、原文をご覧ください。

イ リム テー テング「[マレーシアにおける障害のある人の権利確立に関する研究](#)」(博士論文、金沢大学)、2013年6月、123頁及び127-134頁

権利条約(v)は、「障害のある人がすべての人権及び基本的自由を完全に共有することを可能とするにあたり、物理的、社会的、経済的及び文化的環境、保健〔健康〕及び教育並びに情報通信についてのアクセシビリティが重要であることを認める」と規定している。2008 年法の前文第 3 段落では「障害のある人の社会への完全かつ有効な参加を可能にするために、物理的、社会的、経済的及び文化的環境、保健〔健康〕及び教育並びに情報通信についてのアクセシビリティが重要であること

を認める」と規定する。権利条約の障害のある人の人権、そして、基本的な自由が2008年法の第2段落から消えている。また、第3段落においては、「完全かつ効果的に参加する」と書き換えられている。マレーシア弁護士会の元会長アンビガ・スリニバサン(Ambiga Sreenevasan)は、弁護士会が主催したフォーラム「2008年法—その次は」の開催演説で以下のように批判した。

「権利条約では障害のある人が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を保障することとしているが、マレーシアでは障害のある人の幸福と生活の質を維持することだけを保障することとなっている。私たちは起草者に聞きたい。なぜ「前文」と「合理的配慮」の最後のいくつかの言葉「障害のある人のすべての人権及び基本的自由」のところだけを変えたか。これは私たちが障害のある人に対する尊重が非常に少ないことを暗示するのか、それは本当に遺憾なことである。⁹⁴」

2008年法を通観すると、権利条約が用いている「人権及び基本的自由」をすべて外したか、別の言葉に書き換えたことになっている。裏返しに言うと、2008年法は権利条約で謳われる障害のある人の人権、基本的自由を認めていないことになる。

※ 脚注の詳細は、原文をご覧ください。

第2項 定義

…

…2008年法では28(2)教育の規定だけが「合理的配慮」について言及している。

また、留意すべきことは、権利条約の「差別」と「合理的配慮」の関係である。権利条約の差別定義は「(前略) 障害に基づく差別には、合理的配慮を行わないことを含むあらゆる形態の差別を含む」とされている。マレーシアでは合理的配慮を認めている一方差別についての規定はまったくない。要するに、マレーシアでは例えば合理的配慮を行わないのは差別とは見なされないという意味である。また、合理的配慮において「不釣り合いな又は過重な負担を課さない」ということについての解釈は、マレーシア政府がどのように解釈するかがポイントとなるので、マレーシア政府の今後の行動が重要になる。障害のある人の教育に関する合理的配慮については第6項で詳しく論じる。

…

第6項 教育

…

2008年法28条(1)は、「障害のある人は障害を理由に一般教育制度から排除されてはならない。そして障害のない子どもとの平等の観点から、障害のある子どもは、職業研修や障害教育を含む、幼稚園あるいは保育園、小学校、中学校及び高等教育から除外されてはならない」と規定する。

この条文には2つの論点がある。第1にマレーシアの1997年特殊教育規則との

矛盾である。2章で論じたように、1997年特殊教育規則は明らかに障害のある人を教育制度から排除するだけでなく、障害のある人の教育の権利を侵害するものであった。しかし、2008年法では「障害のある人は障害を理由に一般教育制度から排除されてはならない」とする。1997年特殊教育規則は施行から14年間が経過し、この14年間「教育できる者」だけを対象にしてきたことについて批判され続けてきた。また、2008年法施行から5年間となることから、2008年法との矛盾を考えると、特殊教育規則は、改正あるいは廃止されなければならない。

第2に、権利条約は教育については障害のある人の権利であることを認めて、障害のある人が一般教育から「排除されない」(are not excluded)ことを締約国に求めているのに対して、マレーシアでは障害のある人の教育に対して権利であることを明記していないだけでなく、より弱い「排除してはいけない」(shall not be excluded)との文言を用いていることである。

権利条約24条2(c)は「『各個人の必要[ニーズ]』に応じて合理的配慮が行われること」とする。それに対して、2008年法28(2)では「政府及び私学は障害のある人と障害のある子どもが教育を受けることができるように、『障害のある人と子ども』の必要に合った、設備、機器及び教材、教授法、カリキュラム、及び障害のある人と子どもの多様化したニーズを満たすための適切な便宜を提供しなければならない」とされる。

...

ウ マレーシア「2008年障害者法」

教育へのアクセス

28条(1) 障害者は、障害を理由として一般教育制度から排除されてはならず、障害のある子どもは、障害のない者又は子どもと平等な立場で、就学前教育、初等教育、中等教育および高等教育（職業訓練および生涯学習を含む）から排除されてはならない。

(2) 政府及び民間教育機関は、障害者及び障害児が教育を受けることを可能とするため、障害者及び障害児の多様なニーズに応えるべく、特にインフラ、設備及び教材、教授法、カリキュラムその他の支援形態において、障害者及び障害児の要求に適した合理的配慮を提供しなければならない。

(3) 政府及び民間教育機関は、障害のある者及び児童が教育に完全かつ平等に参加することを促進するため、生活及び社会開発技能を習得できるよう、次のことを含む適切な措置を講じなければならない。

(a) 点字、代替文字、補助代替コミュニケーション手段・方法・形式、移動技能の習得を促進し、ピアサポート及びメンタリングを支援すること；

(b) マレーシア手話の学習促進及び聾啞者コミュニティの言語的アイデンティティの促進

(c) 特に視覚障害者、聴覚障害者、または両者兼有の者（特に児童）に対する教

育が、個人にとって最も適切な言語及びコミュニケーション手段・様式により提供され、かつ学業的・社会的発達を最大化する環境で行われることを確保すること。

エ 国連人権理事会「[高齢者のあらゆる人権の享受に関する独立専門家クラウドディア・マラーのマレーシア訪問調査報告 \[A/HRC/60/24/Add.1\]](#)」(2025年7月4日)

5. マレーシアは、主要な人権条約のうち3つを批准している。女性差別撤廃条約、児童の権利条約（これに付随する最初の2つの選択議定書を含む）、及び障害者の権利条約である。

...

7. マレーシア連邦憲法は、同国の一般的な人権の枠組みを定めている。第8条(1)は、法の下での平等原則を明記し、マレーシア国内の全ての者に法の平等な保護を保障する。第8条(2)は、宗教、人種、出自、出生地、性別に基づく差別を禁止するが、年齢に基づく差別や、性的指向・性自認、障害など（これらはしばしば年齢差別と交差する）その他の理由に基づく差別を明示的に禁止してはいない。

オ 国連人権条約機構データベース [国別データ：マレーシア](#) (2025年11月25日閲覧)

CRPD - 障害者権利条約

2008年4月8日署名 2010年7月19日批准

3. 教育、雇用、住宅、交通、医療において、障害者の平等なアクセスを保障する制度の存在

ア DFAT「[出身国情報報告 マレーシア \(2024年6月24日版\)](#)」

健康

...

2.13 マレーシアの障害者（PLWD）は、日常生活においてしばしば困難に直面している。ユニセフの報告によれば、障害者、特に子どもたちは、しばしば隠され、否定的に描かれたり社会から排除されたりし、あるいは、日常的な偏見や差別に直面し、法制度の欠如により権利へのアクセスを阻まれている。

イ CEDAW「[マレーシアの第6回定期報告に関する総括所見](#)」(2024年6月6日)

障害のある女性と少女

48. 委員会は、障害者の社会への包括的参加を支援する戦略を概説した「障害者行動計画 2016-2022 [Plan of Action for Persons with Disabilities 2016-2022]」を歓迎する。しかしながら、委員会は、締約国において障害のある女性及び少女が、特に司法へのアクセス、教育、雇用及び医療の分野において、複数の形態の差別が交錯する状況に直面していることを懸念をもって指摘する。

ウ 米国国務省「[人権状況報告 2023年—マレーシア](#)」(2024年4月22日)

障害者

一部の障害者は、教育、医療サービス、公共の建物及び交通機関について、他の人々と平等に利用することができなかった。しかし法律は、障害者が公衆に開放または提供される公共施設、設備、サービス及び建物を平等に利用する権利を保障していた。女性・家族・地域開発省が、障害者の権利保護を担当していた。

新政府庁舎には、概ね障害者向け設備が完備されていた。当局は、既存の公共施設について、障害者対応の改修をほとんど実施しなかった。

政府は、交通機関の障害者アクセスを義務付けていなかった。政府は、公共交通機関が障害者にとって「利用しにくい」現状にあることを認識し、障害者対応の改造を施した国産自動車・オートバイに対し、消費税を50%減免する措置を維持した。

障害者に対する雇用差別が発生していた。障害者権利 NGO は、雇用主が障害者の雇用に消極的であると報告した。

障害のある生徒が一般校に通う場合もあったが、多くの学校は彼らにとって完全にはアクセス可能ではなかった。別個の教育施設も存在したが、全ての障害のある生徒のニーズを満たすには不十分であった。

エ OHCHR「[マレーシア：国際連合人権高等弁務官事務所作成の人権に関する情報集](#)」(2023年11月13日)

A. 適用される国際人道法を勘案した国際人権義務の実施

...

8. 社会保障の権利

43. 極度の貧困に関する特別報告者は、マレーシアが貧困層のニーズを包括的に解決するため、社会保障制度の抜本的な改革を実施すべきであると述べた。同国は、全ての国民を対象とした包括的な社会保障の基盤を導入し、国民でない者に対しても必要な支援を提供すべきである。[注 43]

44. 同特別報告者はまた、被雇用員のセーフティネットが不足していること、および失業者、ひとり親家庭、障害者、高齢者などの恵まれない人々に対する所得支援が依然として臨時的な措置に留まり、対象が不十分であって、基本的な生活水準を確保できない状態にあると述べた。[注 44]

…

B. 特定の者又は集団の権利

…

4. 障害者

87. 極度の貧困に関する特別報告者は、マレーシアの障害者らが、他の人々と平等な立場で社会に参加することを妨げる広範な社会的差別と障壁に直面していると述べた。[注 87]

88. 同特別報告者は、障害者の労働力参加率が低いと指摘し、その主な原因として、アクセス可能な職場環境の不足と雇用主による障害者への否定的な認識を挙げた。マレーシアでは、多くの雇用主が職場のアクセシビリティ確保を怠っていた。[注 88]

89. 文化的な権利に関する特別報告者は、マレーシアに対し、特に雇用、教育及び住宅の分野において、アクセシビリティを含む障害者の権利の促進と保護のためにより多くの資金を配分し、それらの者の雇用可能性と自立性を向上させるために必要な訓練を提供することを勧告した。[注 89]

※ 脚注の詳細は、原文をご覧ください。

オ JICA「[国別障害関連情報 マレーシア](#)」(2021年2月)

2-1. 障害関連行政制度

2008年障害者法の制定により、国家障害者審議会が設立され、少なくとも年3回会合を開くこととされている。本審議会の議長は女性・家族・地域開発省大臣が務め、事務局は同省社会福祉局が担当しており、障害者に関わる政策及び行動計画について中心的な役割を果たすことが期待されている。

No.	機関名	概要
1	女性・家族・地域開発省：社会福祉局 (Department of Social Welfare) *政府を代表する調整機関	2008年障害者法の監督官庁で国家障害者審議会の議長を務めている。障害者開発局 (Department of Development of PWDs) は社会福祉局の下部に位置づけられ、障害者の登録、就労支援、リハビリテーションを含む福祉サービスの管理、また行政職員に対する障害研修やアクセシビリティチェックも実施している。
2	保健省	0歳から6歳までの子どもたちの障害の早期発見のために、保健所、コミュニティ・クリニック、移動医療

		チームなど 3,072 施設 (2014 年 7 月時点 14) で成長と発達の評価を実施
3	教育省：特別教育局 (Department of Special Education)	教育に関する組織、運営、開発等を統括する機関。1996 年教育法に基づき、特別支援学校もしくは通常小学校・中等学校で特別支援教育を提供するよう規定し、社会的支援を必要とする子どもたちに三つのプログラム (特別支援学校、特別支援教育統合プログラム、インクルーシブ教育プログラム) を通じて教育機会や施設を提供している。
4	人的資源省：労働局 (Department of Labour)	障害者を含む民間部門の雇用を管轄。同省に設置されている「人的資源開発基金」に加盟している企業に関しては、社員教育の一環としてジョブコーチ導入にかかる経費に対し同基金より支弁している。
5	運輸省	マレーシアにおけるアクセシブルな公共交通の推進に向けた取り組みを継続的に推進

出所：JICA (2009) 『マレーシア国バリアフリー社会化計画情報収集・確認調査』を基に調査チームが 情報を更新

...

障害者政策

マレーシアにおける主要な障害者政策は以下のとおりである。

政策名	障害者のための行動計画 (Malaysian Plan of Action for People with Disabilities 2016-2022)
施行年	2016 年
概要	インチョン戦略をマレーシアの文脈に位置づけ、2022 年までの 7 年間で実施される戦略・目的に関連する点のみに絞り込んだもの。中核戦略として、障害者の (1) アクセシビリティ改善、(2) 経済力向上、(3) 教育へのアクセス改善、(4) 健康管理へのアクセス改善、(5) 社会サービス改善、(6) 計画及び意思決定への参加拡大、(7) 防災・減災へのアクセス改善 (upgrade)、(8) 研究開発、(9) 権利擁護、(10) CRPD 実施、が掲げられている。

政策名	障害者の保健医療のための行動計画（Health Care of Persons with Disabilities Plan of Action 2011-202017）
施行年	2011 年
概要	第一次行動計画（1996～2010）を引き継ぎ、「障害者に平等な保健医療を」というビジョンのもと、平等なヘルスケアの機会の提供、個人・家族・コミュニティの自助（selfcare）のためのエンパワメントと支援サービスの開発を目的として実施されている。戦略として（1）障害者政策・課題のアドボカシー、（2）施設・サービスへのアクセシビリティ向上、（3）関係者のエンパワメント、（4）セクター間協働の強化、（5）適切で優秀な労働力の確保、（6）研究開発の強化、（7）障害種別に対応する保健プログラムの開発、が挙げられている。
政策名	マレーシア教育計画（Malaysia Education Blueprint 2013-2025）
施行年	2011 年
概要	既存の教育システムを国際的な教育水準への変革することを目的とし、教育制度のビジョンとその目標の達成に向けて実施すべき 11 の変革（shift）を提案している。 2025 年までにインクルーシブ教育プログラムに特別なニーズのある学生の 75%の就学率を達成することを目標とし、そのために（1）柔軟で適切なカリキュラムの導入、（2）特別教育ニーズのある児童・生徒を指導するために必要な知識・技能・技術の習得、（3）資金や学校施設・設備など適切なリソースの提供、（4）国民意識・関与の醸成が必要としている。
政策名	障害者政策と国家行動計画（Persons with Disabilities Policy and National Plan of Action） 18
施行年	2007 年
概要	障害者政策は障害者法と時を同じくして 2007 年 12 月に制定された。障害者の権利、機会の均等、そして社会参加の保障を通して障害者の自立支援を目的としており、15 の課題分野に対しその戦略を提示している。ここでは法律では明記されなかった「差別（Discrimination）の撤廃」という文言が政策目標として掲げられている。課題分野には、アクセシビリティや住宅といったハード面での社会インフラ設備の整備に関するものを始め、教育や職業といった障害者の社会への主流化に関するもの、研究開発のような障害者固有の問題に対するアプローチや、女性や子どもへの支援に関して言及されるなど、社会のあら

	<p>ゆる側面から障害者の社会統合の促進を目指す姿勢が示されている。障害者計画は上記政策の 15 の課題分野の下に提示された全 28 の戦略それぞれに関し、全 82 のプログラム及び活動を定めたもの。各プログラムは実施期間が定められているが、具体的な数値目標は示されていない。担当する実施機関はプログラム単位ではなく 28 の戦略単位で定められている。</p> <p>...</p>
--	---

※ 脚注の詳細は、原文をご覧ください。

カリム テー テング「マレーシアにおける障害のある人の権利確立に関する研究」(博士論文、金沢大学)、2013年6月、42頁

	<p>政府、地方及び公共団体においては割当雇用アプローチが取られており、2008年に出された「2008年公共サービス3カ年通達」では、政府・公的機関が障害のある人に対して1%の雇用機会を提供することを求めている。しかし、この通達は履行確保措置を取っていないし、政府の努力義務に任せるものである。この結果、政府・公的機関は未だにこの1%雇用を満たしていない。一方、民間企業においては、障害のある人の雇用に関する方針に留まり、障害のある人の雇用を奨励し、企業の社会的義務を果たすことを求めているとされている。</p> <p>...</p> <p>…マレーシアでは、「極めて軽い障害のある人」が雇用の対象あるいは訓練の対象とされている。「障害」を理由に雇用しない場合がよく見られるが、障害のある人がまず他の人と同じ機会を持って、「同じスタートライン」に立って求職できることが第一歩である。</p> <p>引き続き、雇用プロセスにおいて、適切に支援を受けながら面接などを受ける。その後、仕事についたら、仕事上の支援を受けて継続的に仕事することができるサポート体制を整える。そうした視点が欠かせない。しかし、マレーシアの障害のある人の雇用施策はまず「極めて軽い障害のある人」を対象とし、積極的措置をとる気がない。仕事に付いてからのフォローアップも欠けている。また、給料・工賃等の面の検討も必要である。一言で言うと、マレーシアの障害のある人の働く権利保障は全く不十分と言ってよい。</p> <p>...</p> <p>さらに、2節では障害のある人の権利保障の実態を①教育の権利、②移動の権利、③働く権利、④社会福祉の権利の面から明らかにした。人間だれもが人間らしく生きる権利を有する。しかし、障害のある人は、他の人と同じ学校へ行きたい、仕事をしたい、出かけたが、遊びたいのだが、これらの基本的ニーズを満たすことが困難である。マレーシアにおいては、障害のある子どもは教育できる者と教育できない者と区別し、「重度の障害のある子ども」は教育できないと政府から差別され、教育の入り口から排除される。仕事に関しても、積極的差別是正措置や合理的</p>
--	--

2010 年、url : https://ir.ide.go.jp/record/42385/files/KSS058500_011.pdf

_____ . 「第 7 章 マレーシアの 2008 年障害者法と「障害者」の定義-障害者権利条約を手掛かりに-」小島昌之編『開発途上国の障害者と法：法的権利の確立の観点から』アジア経済研究所・調査研究報告書、2009 年、url : https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Reports/InterimReport/pdf/2008_01_15_07.pdf

リム テー テング「マレーシアにおける障害のある人の権利確立に関する研究」（博士論文、金沢大学）、2013 年 6 月、url : <https://kanazawa-u.repo.nii.ac.jp/record/35563/files/Full-H-1021072713-LIM%20TEE%20TENG.pdf>

(その他)

厚生労働省「第 5 章 東南アジア地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向（マレーシア）」『2014 年海外情勢報告』（2014 年）、url : <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/15/dl/t5-04.pdf>

UN Treaty Body Database（国連人権条約機構データベース）国別データ：マレーシア、url : https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=MYS&Lang=EN